

○財務省告示第二百二十六号
 個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四
 年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に
 基づき、平成二十九年七月十八日に発行した個人
 向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十九年八月八日
 財務大臣 麻生 太郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
名称及び記 号	発行の根拠 法律及びそ の条項	振替法の適 用等	発行額	最低額面金	振替単位	発行日	発行価格	利率	初期利子
個人向け利付国庫債券（固定・ 五年）（第七十五回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規 定の適用を受けるものとし、そ の振替機関は日本銀行とする。	額面金額で三百三十三億七千五 百九十三万円	一万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成二十九年七月十八日	額面金額百円につき百円	年〇・〇パーセント	平成三十年一月十五日を支払期 とし、次の算式により算出した 金額を支払う。ただし、支払期

中途換金の
の特例

前号による取扱いのほか、個人
向け国債を有する者（相続税法
（昭和二十五年法律第七十三号）

第二十一条の四第一項に規定す
る特定障害者扶養信託契約の受
益者及び所得税法等の一部を改
正する法律（平成二十五年法律
第五号）第三条の規定による改
正前の相続税法第二十一条の四
第一項に規定する特別障害者扶
養信託契約の受益者を含む。）
が、死亡したときにはその相続
人が、又はその居住する市町村
（特別区を含み、地方自治法（
昭和二十二年法律第六十七号）
第二百五十二条の十九第一項の
指定都市にあつては、当該市又
は当該市の区若しくは総合区と
する。）の区域において、災害
救助法（昭和二十二年法律第百
十八号）による救助の行われる
災害が発生し、当該災害にかか
つたときには当該個人向け国債
を有する者が、平成三十年七月
十五日前であつても、当該個人
向け国債の中途換金を請求する
ことができるとし、その買
取金額は、次の区分に応じ、そ
れぞれの算式により算出した金
額とする。

(一) 平成三十年一月十五日から

元利金支
払場所

平成三十年七月十五日前までの間の場合
 の金額 + 経過利子に相当する
 金額 - (初期利子に相当する
 金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利子に
 相当する金額)
 (二) 平成三十年一月十五日の
 場合
 金額 + 経過利子に相当する
 金額 - 経過利子に相当する
 金額
 日本銀行